

# 秋田県社会的養育推進計画

## (素案)

令和7年○月  
秋田県

## 目次

1	社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
2	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	4
3	市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	8
	[1] 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組	8
	[2] 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組	10
	[3] 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組	12
4	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	14
5	各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み	16
6	一時保護改革に向けた取組	18
7	代替養育を必要とすることもパーマネンシー保障に向けた取組	22
	[1] 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	23
	[2] 親子関係再構築に向けた取組	24
	[3] 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	26
8	里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	28
	[1] 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	28
	[2] 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	31
9	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に 向けた取組	33
	[1] 施設で養育が必要なこども数の見込み	33
	[2] 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に 向けた取組	34
10	社会的養護自立支援の推進に向けた取組	40
	[1] 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	40
	[2] 社会的養護経験者等の自立に向けた取組	40
11	児童相談所の強化等に向けた取組	43
	[1] 中核市の児童相談所設置に向けた取組	43
	[2] 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた 取組	44
12	障害児入所施設における支援	47
13	留意事項	47
14	参考資料	48

## 1 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえて、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、子どもの最善の利益を実現するために、県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を次のとおりとします。

### (1) 基本的考え方

児童福祉法（昭和22年法律第164号）が定めるように「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障されること」を基本理念とし、令和4年改正児童福祉法において、子どもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子どもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われたため、秋田県社会的養育推進計画（令和2年度から令和11年度）（以下「前計画」という。）の全面的な見直しを行い、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「秋田県社会的養育推進計画」を新たに策定します。

### (2) 基本方針

本計画の基本方針は、児童福祉法の理念を踏まえ、「家庭養育優先原則の徹底と子どもの権利擁護」とします。

### (3) 計画体系

本計画は、社会的養育を必要とする子どもたちの最善の利益を図るため、計画体系を次のとおり定めます。

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
  - [1]市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
  - [2]市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組
  - [3]児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
  - [1]児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組
  - [2]親子関係再構築に向けた取組
  - [3]特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
  - [1]里親・ファミリーホームへの委託子どもの見込み等
  - [2]里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
  - [1]施設で養育が必要なこども数の見込み
  - [2]施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
  - [1]自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握
  - [2]社会的養護経験者等の自立に向けた取組
- ⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組
  - [1]中核市の児童相談所設置に向けた取組
  - [2]県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組
- ⑫ 障害児入所施設における支援
- ⑬ 留意事項

#### （4）計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

#### （5）評価のための指標とP D C Aサイクルの運用

計画の進捗については、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会家庭福祉部会（以下「家庭福祉部会」という。）に報告するとともに、必要な場合には中間年を目安として計画の見直しを行います。

また、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切にP D C Aサイクルを運用します。その際は、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映します。

#### （6）評価指標等で使用する数値

本計画において、達成状況を確認するために評価指標等で使用する数値は、特別な事情がない限り、当該年度末のものとします。

#### （7）各項目における主な記載事項

##### ①基本的考え方

各項目ごとに基本的な考え方を記載しています。

##### ②前計画の達成見込み・要因分析等

前計画における目標設定の内容、令和6年度末時点での目標の達成見込み及び達成・未達成（見込み）の要因を分析して記載しています。

ただし、前計画に記載のない項目については記載していません。

##### ③資源等に関する地域の現状

計画期間における「資源の必要量等」の見込みを算出し、当該資源の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載しています。

**④資源の整備・取組方針等**

③で算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」と、年度ごとの「定量的な整備目標」を記載しています。

**⑤評価のための指標**

取組状況を把握し、自己点検・評価を実施するため、国が定めた各計画ごとの評価指標の項目を記載しています。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

### (1) 基本的考え方

令和4年改正児童福祉法においては、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における援助方針に対する子どもの意見又は意向に関し、家庭福祉部会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを県の業務に位置付けるとともに、里親等委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらには、子どもの意見表明等支援事業の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られました。県においては、改めて、子どもが権利の主体であることに留意した上で、

「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（いずれも令和5年12月26日付け、こ支虐第224号、こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するほか、関係機関や関係者に対して、子どもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成が図られるよう具体的な取組を進めていく必要があります。

### (2) 前計画の達成・要因分析等

#### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H30	R6
定期的なアンケート実施施設数	目標	3	4
	実績	3	9

#### ②要因分析等

子どもへの意見聴取は、対話、手紙、アンケートなどの方法が考えられます。内容に誤解や齟齬が生じないよう、子どもに寄り添った対話での意見聴取が基本となりますが、子どもの権利擁護の取組強化が求められていることから、その他に手紙やアンケートが活用されております。令和6年度はアンケートが9施設で実施されました。

保護者と離れ、児童養護施設や乳児院、児童相談所で過ごす時間は、子どもたちにとっては大きな環境の変化を伴います。複雑な事情を抱えているため、対応が難しい場合も多くありますが、気持ちや意見、困り事などを引き出すために、今後もその思いを受け止め、寄り添い続ける姿勢が重要となります。

### (3) 資源等に関する地域の現状

#### ①現在の整備・取組状況等

##### i) 対話による意見聴取

令和6年度から、令和4年改正児童福祉法の規定に基づき、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施や解除の際には、児童相談所の職員が、子どもに対して意見聴取等措置を実施しています。令和6年7月末までに約140件行い、年間では約420件の意見聴取等措置を行う見込みです。

そのため、児童相談所の職員は、子どもの権利擁護に関する専門機関が実施する

「子どものアドボカシー講座」を受講しています。受講者は復命会等で他の職員にその内容を伝えることで、職員の子どもの権利擁護に関する意識の醸成に取り組んでいます。

施設等においても、所内研修や学習会に取り組んでおり、子どもの権利擁護について理解を深めています。

ii) 手紙（意見箱）による意見聴取

子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設や児童養護施設に意見箱を設置し、子どもの意見を聴いています。利用頻度は多くありませんが、口では言いにくいことの表現方法として有効であるため継続しています。

iii) アンケートによる意見聴取

児童養護施設等では定期的に、子どもへのアンケート調査を実施しています。アンケートの結果は施設等の養育環境の改善に反映されます。

また、その内容が児童相談所の援助方針に関する場合は、子どもの意向を尊重しながら児童相談所へ情報共有するようにしています。

iv) 子どもの権利ノート

子どもの権利ノートに「相談ハガキ」を添付し、子どもが安心して相談しやすい環境づくりに向けた取組を行っています。

②整備すべき見込み量等

i) 意見表明等支援について

児童相談所の職員が意見聴取等措置を実施するに当たっては、子どもの権利擁護に留意して、丁寧な聴き取りに努めていますが、子どもが児童相談所の措置等に関する意見を児童相談所の職員以外の人に話したいと希望した場合は、希望する全ての子どもが、児童相談所から独立した立場の機関等から意見表明に関する支援を受けられるようにする必要があります。

意見表明等支援事業の対象となる子どもは約370名おり、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施や解除の際に、児童相談所の措置等に対する意見表明のほか、一時保護施設、児童養護施設、里親及びファミリーホームでの生活に関する困り事などについても丁寧に聴き取っていく必要があるため、社会的養護を受けている全ての子どもを対象とする必要があります。

また、意見表明等支援事業の周知や説明については、意見表明等支援員が、子どもと交流しながら、子どもが理解しやすい手法を用いて行います。子どもの事業に対する満足度については、定期的なアンケート等で確認し、改善していく必要があります。

なお、子どもが児童相談所の措置等に納得できない場合は、家庭福祉部会等への申立が可能であることを周知し、その際の意見表明についても意見表明等支援員から支援が受けられることを伝え、丁寧な聴き取りが行われるように努める必要があります。

## ii) 権利擁護に関する職員研修について

各児童相談所には児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の児童指導員や会計年度任用職員も含めると約90名の職員がおり、児童養護施設等で社会的養護についている職員は19施設で約340名となります。子どもの権利擁護に関する研修は、所内研修や勉強会等も活用して全職員が年1回受講できるように努める必要があります。

また、現在、子どもを委託している里親約40世帯に対しても、子どもの権利養護に関する研修等が実施できるよう努める必要があります。

## (4) 資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

意見表明等支援事業については、令和7年度には子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設にいる子ども約110名を対象に実施を計画し、令和8年度には県内4つの児童養護施設に入所している子どもも対象とすることを目指します。令和9年度からは乳児院、その他の施設や里親に委託している子どもも対象とし、100%を目指します。

子どもの権利擁護に関する職員研修等については、令和7年度から各児童相談所と19の児童養護施設等で所内研修を含めて、年1回以上開催し、全ての職員が受講することを目指します。また、子どもを委託している里親に対しても研修の機会を設けるよう努めます。

### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R7	R8	R9	R10	R11
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数	社会的養護に関わる全ての職員と、子どもを委託中の全ての里親が年1回以上受講				
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	利用可能な子ども のうち 30%	利用可能な子ども のうち 70%	利用可能な子ども のうち 100%	利用可能な子ども のうち 100%	利用可能な子ども のうち 100%

(5) 評価のための指標

項目
社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリー ホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））
措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度
措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度
児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

### **3 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組**

#### **[1] 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組**

#### **[2] 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組**

#### **[3] 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組**

##### **(1) 基本的考え方**

児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向け、適切に在宅指導を行うとともに、こどもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、市町村に対して在宅指導措置の委託を行うことなどで、効果的に、こどもや保護者に対する支援を実施する必要があります。

そのため、市町村は、児童相談所をはじめとする各支援機関との緊密な連携の下、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施する必要があります。

また、ひとり親家庭、特定妊婦の多様なニーズに対応するため、女性相談支援センターや母子生活支援施設をはじめとした関係機関と連携して対応する必要があります。

#### **[1] 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組**

##### **(2) 前計画の達成見込み・要因分析等**

###### **①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）**

項目	年度	H30	R6
子ども家庭総合支援拠点実施数 (こども家庭センター移行分を含む)	目標	2	25
	実績	2	16
子育て世代包括支援センター実施数 (こども家庭センター移行分を含む)	目標	9	25
	実績	9	25

※子ども家庭総合支援拠点については、平成30年12月に国の関係府省庁連絡会議で決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4年度までに全市町村に設置するとの目標が示されております。

###### **②要因分析等**

市町村の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」は、令和4年改正児童福祉法において一体的に支援を実施することが望ましいとされ「こども家庭センター」が創設されました。

県内では、同センターを既に設置済みの市町村もありますが、各市町村が地域の状況等を踏まえた上で設置に向けた取組が進むよう支援する必要があります。

また、設置済みの市町村は研修等を通じて職員の専門性や対応力の向上を図る必要が

あります。

※令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法に伴い、市町村は、こども家庭センターの設置が努力義務となりました。

### (3) 資源等に関する地域の現状

#### ①現在の整備・取組状況等

令和6年4月時点で11市町村が、こども家庭センターを設置しています。こども家庭庁や県の説明会等の内容を踏まえて、未設置の市町村でも設置に向けた人員や予算の確保について検討しており、令和7年度以降も設置市町村が増加する見込みです。

県では市町村の相談体制の充実を図るため、こども家庭センターの統括支援員の研修を実施します。統括支援員の研修を担当する職員は、こども家庭庁が指定した機関で研修企画者の研修を受講しており、統括支援員に対して演習や事例検討を含む効果的な研修を実施します。

また、未設置の市町村には、こども家庭庁が指定した機関からファシリテーターを招き設置に向けた説明や先行自治体の取組などを紹介し、こども家庭センターの設置に向けた支援を行っていきます。

#### ②整備すべき見込み量等

市町村のこども家庭センターは、児童福祉と母子保健が連携し、児童の身近な場所において切れ目ない支援が可能であるため、全市町村に設置する必要があります。

また、県が全ての統括支援員に対して演習や事例検討を含む研修を実施し、その他のことども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修については、各児童相談所と連携して技術的な援助や助言を行っていく必要があります。

### (4) 資源の整備・取組方針等

#### ①整備・取組方針

こども家庭センターが未設置の市町村には自治体の規模に応じた課題があるため、ファシリテーターによる説明会や同規模の先行自治体の取組状況を紹介するなど、県が市町村の人員配置や予算等の課題に応じた情報提供を行うとともに、研修等を通じて設置に向けた取組を支援し、令和9年度までに全市町村に設置できるようを目指します。

令和7年度から全ての統括支援員に対して研修が実施できるよう目指します。その他のことども家庭福祉行政に携わる職員に対しても要保護児童対策調整機関調整担当職員研修や児童相談所が主催する研修に参加を促すなどして、全市町村が毎年1名以上受講できるように目指します。

## ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センターの設置数	1 9	2 2	2 5	2 5	2 5
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修	実施回数	統括支援員、その他のこども家庭福祉行政に携わる職員へ各1回			
	受講者数	4 4	4 7	5 0	5 0

## (5) 評価のための指標

項目
こども家庭センターの設置数
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
県と市町村との人材交流の実施状況
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

## [2] 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

#### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

※再掲

項目	年度	H 3 0	R 6
子ども家庭総合支援拠点実施数 (こども家庭センター移行分を含む)	目標	2	2 5
	実績	2	1 6
子育て世代包括支援センター実施数 (こども家庭センター移行分を含む)	目標	9	2 5
	実績	9	2 5

### ②要因分析等

市町村の「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」は、令和4年改正児童福祉法において一体的に支援を実施することが望ましいとされ「こども家庭センター」が創設されました。

県内では、同センターを既に設置済みの市町村もありますが、各市町村が地域の状況等を踏まえた上で設置に向けた取組が進むよう支援する必要があります。

また、設置済みの市町村は研修等を通じて職員の専門性や対応力の向上を図る必要があります。（再掲）

## (3) 資源等に関する地域の現状

#### ①現在の整備・取組状況等

児童福祉法第21条の18第1項で家庭支援事業として位置づけている事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条では地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、市町村が同事業を実施する場合、同法第61条第1項で策

定するものすると規定されている市町村子ども・子育て支援事業計画（5年を一期とする計画です。）でその内容等を定めることとなっております。そして、市町村は、同計画を策定するに当たって、ニーズの調査を行うとともに、そのニーズに対応する確保方策を定めることとなっており、支援が必要な家庭等に対しては家庭支援事業などの支援メニューを提供し児童虐待等に至る前の予防的支援を行っています。特に、こども家庭センターが設置された市町村では、児童福祉と母子保健が一体的に必要な支援を実施しています。

## ②整備すべき見込み量等

市町村の家庭支援事業のうち、特に子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）は受託可能な施設数が限られていることや児童虐待等により社会的養護を必要とする子どもの数が高止まりにある中で、定員に近い子どもが入所している児童養護施設や乳児院では受け入れできない場合があるため、市町村から子育て短期支援事業の受託が可能な里親やファミリーホーム数を増やす必要があります。

また、家庭支援事業のうち、子育て短期支援事業以外の事業実施が見込まれる児童養護施設や母子生活支援施設もあるため、当該施設と協議を重ねるとともに、必要に応じてサポートしていく必要があります。

## （4）資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

県中央部に受託可能な施設が集中しているため、地域偏在がなくなるよう、子育て短期支援事業等の受託が可能な里親やファミリーホームを増やし、受託した里親やファミリーホームに対しては、継続的な支援が実施できるよう里親支援センターの設置を目指します。

また、市町村に対する家庭支援事業の利用可能な施設の情報提供や、受け手となる施設との協議を重ね、必要に応じてサポートしていきます。

### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業（地域子ども・子育て支援事業）の確保方策	市町村が定めた第三期市町村子ども・子育て支援事業計画で定めた数の合計値				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数	里親・ファミリーホーム	3	5	6	7
	児童家庭支援センター	—	—	—	—

## (5) 評価のための指標

項目
第三期市町村子ども・子育て支援事業計画（地域子ども・子育て支援事業）における家庭支援事業の確保方策の達成率
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

### [3] 児童家庭支援センターの機能強化等に向けた取組

#### (2) 前計画の達成み・要因分析等

##### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H30	R6
児童家庭支援センター実施数	目標	0	3
	実績	0	1

##### ② 要因分析等

児童相談所の補完的な役割を負うことが期待されている「児童家庭支援センター」は、県中央部のにかほ市内に1施設が設置されました。前計画では、北児童相談所管内及び南児童相談所管内にもそれぞれ1施設の設置を計画し、設置場所は「能代・山本」、「大仙・仙北」地域を想定していましたが、設置場所の選定や人員の確保等が難しく設置に至っていません。

#### (3) 資源等に関する地域の現状

##### ①現在の整備・取組状況等

令和4年10月から県が委託した社会福祉法人みそのが、にかほ市内に児童家庭支援センター（こねくと）を設置しています。令和5年度は由利本荘市・にかほ市の児童及びその保護者92名に対して相談支援を行いました。

こねくとには相談支援を担当する職員を2名、心理療法を担当する職員を1名配置し、地域のこども家庭福祉に関する相談対応のほか、子ども・女性・障害者相談センターから委託を受けた家庭について継続的な支援を行っています。

##### ②整備すべき見込み量等

前計画策定以降、次のような状況等の変化があったことから、それらを踏まえ児童家庭支援センターの新規設置の要否等を検討する必要があるほか、県及び各児童相談所は、当面、市町村のこども家庭支援体制整備への支援に取り組む必要があります。

- i ) 「能代・山本」、「大仙・仙北」地域における児童相談所の相談対応状況は、令和元年度と比較し、減少傾向にあること
- ii ) 児童虐待防止対策総合強化プランにより各児童相談所の児童福祉司及び児童心理

司の増員が図られたこと

- iii) こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされたほか、要保護児童等に対するサポートプランの作成や子育て短期支援事業等家庭支援事業の拡充など、こども家庭支援における市町村の役割が強化され、県も支援に取り組んでいること
- iv) 南児童相談所管内に、令和7年度から一時保護及び子育て短期支援事業に係る専用施設が開設され、こども家庭支援体制の拡充が図られる見込みであること

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

既存の児童家庭支援センターについては、関係機関と情報交換等を行い、里親支援や家庭支援事業などの機能強化について検討していきます。

また、県北部、県南部への児童家庭支援センターの設置については、前計画策定以降の状況変化を踏まえ、引き続き検討していきます。

##### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童家庭支援センターの設置数	県中央部 1施設 県南、県北の設置については引き続き検討				
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	4	4	4	4	4
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	0	0	0	0	1

#### (5) 評価のための指標

項目
児童家庭支援センターの設置数
児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

## 4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

### (1) 基本的考え方

支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要があります。

### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等（前計画に記載なし。）

### (3) 資源等に関する地域の現状

#### ①現在の整備・取組状況等

市町村の母子保健担当が、支援を必要とする妊産婦等をいち早く把握し、家庭支援事業等の情報提供やサービスの利用を促しており、既にこども家庭センターを設置している市町村は、母子保健と児童福祉が連携して一体的な支援が行われております。

社会的な孤立や経済困窮等、複合的な問題を抱える妊産婦等については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に基づき、女性相談支援センターが行う女性相談支援事業と連携して、母子の一時保護や母子生活支援施設への一時保護委託を行い住居や食事の提供を行うとともに、自立に向けた支援を行っています。

また、児童相談所では妊娠の可能性がある年長女児については、その状況に応じて適切と認められる場合は母子生活支援施設に一時保護委託を行っています。

特定妊婦等への支援に関する職員研修は、要保護児童対策調整機関調整担当職員研修等を通じて実施しています。

#### ②整備すべき見込み量等

市町村にこども家庭センターが設置されることで、母子保健と児童福祉の機能が一元化され、速やかな情報共有が図られることから、支援が必要な妊産婦を把握した後も切れ目ない支援が可能となります。そのため、令和9年度まで全市町村にこども家庭センターを設置する必要があります。

また、現在、複合的な問題を抱える妊産婦等については、女性相談支援事業の対象として支援していますが、妊産婦等生活援助事業の実施を検討していく必要があります。

### (4) 資源の整備・取組方針等

#### ①整備・取組方針

当面の間、複合的な問題を抱える妊産婦等については女性相談支援事業と連携して対応しますが、市町村のこども家庭センターや母子生活支援施設等の関係機関と意見交換を行いながらニーズを把握し、女性相談支援事業とは別に、児童福祉の施策とし

て妊産婦等生活援助事業の実施について検討していきます。

助産施設については、地域の実情を勘案し現在の設置数を維持するよう努めます。

特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修は、全市町村が毎年1名以上受講できるように目指します。

## ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	当面は女性相談支援事業と連携して対応				
助産施設の設置数	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3
特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	全市町村で1名以上が1回受講				

## (5) 評価のための指標

項目
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
助産施設の設置数
特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

## 5 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み

### (1) 基本的考え方

前計画における代替養育を必要とすることも数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の推移等を踏まえて時点修正する必要があります。その際、市町村のことども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業等の予防的支援による家庭維持の見込等を踏まえて、算出する必要があります。

### (2) 代替養育を必要とすることも数

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3歳未満	15	15	15	15	15
3歳以上の就学前	31	31	31	31	31
学童期以降	162	162	162	162	162
合 計	208	208	208	208	208

### <代替養育を必要とすることも数の見込みの推計方法>

代替養育を必要とすることも数の見込みについては、児童人口の減少に伴い年々減少すると考えられますが、前計画の計画期間中の実績値をみると、令和2年度から令和5年度までの過去4年間では、代替養育を必要とすることも数は、児童人口の減少に関わらず、毎年200人前後で推移しています。

そのため、「実際の児童人口」に「実際の児童人口に占める社会的養護を必要とする児童の割合の増減率」及び「1－推計児童人口の平均減少率」を乗じて推計する方法としますが、ことも数の見込みが微増となるため、県や市町村の予防的支援による家庭維持等を踏まえ、令和2年度から令和5年度の平均値により推計（別表7欄及び12欄）します。

## (別表)

項目	推計児童人口(国立社会保障・人口問題研究所:令和5年12月推計) ※色つきセルは公表値 ※その他は公表値により推計	実績値				過去4年平均値	推計値						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1	推計児童人口(国立社会保障・人口問題研究所:令和5年12月推計) ※色つきセルは公表値 ※その他は公表値により推計	122,335人	118,482人	114,630人	110,777人		106,924人	103,072人	99,700人	96,328人	92,956人	89,584人	
		減少数(対前年)		3,853人	3,852人	3,853人		3,853人	3,852人	3,372人	3,372人	3,372人	
		年平均減少率				3.150%					3.272%		
2	実際の児童人口(秋田県年齢別人口流動調査:各年度10月1日現在) ※色つきセルは公表値及び公表値により推計 ※2①の令和6年度以降の人数は「1推計児童人口」の年平均減少率により推計	実際の児童人口①	123,467人	120,038人	116,132人	112,102人		108,571人	105,151人	101,710人	98,382人	95,163人	92,050人
		減少数(対前年)	2,710人	3,429人	3,906人	4,030人		3,531人	3,420人	3,441人	3,328人	3,219人	3,114人
		減少率(対前年)	2.148%	2.778%	3.254%	3.471%		3.150%	3.150%	3.272%	3.272%	3.272%	3.272%
		3歳未満人数	14,194人	13,642人	12,945人	12,259人							
		〃割合	11.497%	11.365%	11.147%	10.936%							
		3歳以上の就学前人数	23,069人	22,108人	21,029人	19,797人							
		〃割合	18.685%	18.418%	18.108%	17.660%							
		学童期以降人数	86,204人	84,288人	82,158人	80,046人							
		〃割合	69.820%	70.218%	70.746%	71.405%							
			28人	38人	40人	41人	37人						
3	里親委託児童数 (内数) 新規委託児童数		(13人)	(17人)	(6人)	(11人)	(12人)						
4	ファミリーホーム措置児童数		8人	10人	11人	13人	11人						
5	乳児院措置児童数		17人	18人	20人	18人	19人						
6	児童養護施設措置児童数		151人	132人	147人	141人	143人						
7	社会的養護を必要とする児童数の推移(3+4+5+6) 実際の児童人口に占める社会的養護を必要とする児童の割合(7÷2①)		204人	198人	218人	213人	208人						
		3歳未満	16人	15人	15人	13人	15人						
		3歳以上の就学前	32人	29人	29人	33人	31人						
		学童期以降	156人	154人	174人	167人	162人						
8	児童相談所における相談受付件数 対前年増減率	0.166%	0.165%	0.188%	0.191%	0.178%							
		101.841%	99.398%	113.940%	101.596%	104.194%							
9	児童相談所における相談受付件数	2,400件	2,321件	2,553件	2,363件	2,410件							
10	児童虐待相談対応件数の推移 ※福祉行政報告例第49表 対前年増減率	件数	651件	596件	578件	634件	615件						
		2に占める割合	0.528%	0.497%	0.498%	0.566%	0.523%						
			113.063%	94.129%	100.202%	113.655%	105.263%						
11	一時保護(一時保護委託を含む。)※福祉行政報告例第47表 対前年増減率	人数	188人	147人	187人	159人	171人						
		2に占める割合	0.153%	0.123%	0.162%	0.142%	0.145%						
			109.286%	80.393%	131.708%	87.655%	102.261%						
12	推計 社会的養護を必要とする児童数の推移による代替養育を必要とするこども数の見込み 過去4年間の平均値	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人	208人
		3歳未満	16人	15人	15人	13人	15人	15人	15人	15人	15人	15人	15人
		3歳以上の就学前	32人	29人	29人	33人	31人	31人	31人	31人	31人	31人	31人
		学童期以降	156人	154人	174人	167人	162人	162人	162人	162人	162人	162人	162人

## 6 一時保護改革に向けた取組

### (1) 基本的考え方

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われます。一時保護は、虐待を受けた子どもの最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、子どもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの適切な養育を受ける権利等の擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要です。

一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、子どもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討します。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきものです。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要があります。さらに、子どもの権利擁護の観点から、意見箱の設置や相談を受け付けるための窓口の設置等、子どもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、子どもの権利制限をなるべく少なくして、安定した子どもの生活保障の取組を推進する必要があります。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図る必要があります。

県においては、一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国が定めた一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）（以下「基準府令」という。）の規定を踏まえて、一時保護施設の設備及び運営について条例で基準を定め、必要な環境整備を行う必要があります。

そのため、まずは一時保護委託が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設等において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。）等の確保など、地域での一時保護の体制整備の充実に努める必要があります。

### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

#### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H 2 8	R 6
一時保護期間	秋田県の平均日数	目標	4 2 . 2
		実績	3 8 . 1
全国の平均日数	実績	3 0 . 1	

※全国平均が公表されている平成28年度の数値を参考値として計上。

※5年ごとに20%短縮を目標値として設定しています。

項目	年度	H30	R6
一時保護専用施設の設置数	目標	0	2
	実績	0	1

## ②要因分析等

一時保護は、子どもの安全確保や安全確認を行う上で、決して躊躇してはならないものですが、一方で、子どもの生活を大きく変化させ、それまで通っていた学校等への通学を困難にするなど、子どもの持つ社会的なつながりを継続させ、健やかな成長を後押しする上では、問題点もあります。

このため、必要最小限の期間とされている一時保護は、より短期間であることが望ましいことから、現在、全国平均を上回っている本県の一時保護日数の短縮化に取り組みましたが、関係機関との調整や検討等に時間を要したことから現時点では全国平均を上回る状況にあります。

また、一時保護専用施設は県中央部で1か所整備されました。このほか、前計画では令和4年度に県中央部及び県北部で各1か所が整備予定となっていましたが、予算や人員の確保等が難しく設置には至っていません。一方で、県南部では令和11年度に設置を予定していましたが、予定していた施設の建て替えに伴い設置が早まり令和7年度に開設の予定となっています。

一時保護専用施設については、児童養護施設に限らず、乳児院やファミリーホーム等から整備する意向が示された際には、一時保護となった子どもが、生まれ育った地域により近い環境で生活することが望ましいこと等を考慮し、受入定員の規模などを話し合った上で、支援方法等を検討する必要があります。

## (3) 資源等に関する地域の現状

### ①現在の整備・取組状況等

#### i ) 一時保護委託

一時的な保護であったとしても、子どもにとっては家族と離れて別の生活環境で暮らすことになるため、大きな変化となります。

そのため、子どもの状況や年齢、保護者の意向等も総合的に勘案し、子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設のみならず、より家庭的な環境である里親やファミリーホーム、児童養護施設等への委託を検討し、子どもの生活や教育の変化をできるだけ抑えるようにしています。

#### ii ) 一時保護専用施設

現在、県内の一時保護専用施設は県中央部に1か所あり定員は4名です。令和7年度には県南部に開設され定員は同じく4名の予定です。

南児童相談所の管内の人にとって、生活環境から近い場所に一時保護委託することで環境の変化を抑えることができます。また、南児童相談所の職員は面接等に向かう移動時間が短縮されることから、子どもに対するケア等がより充実することが

期待されます。

一方で、県北部には一時保護専用施設がないことから、設置を検討中の法人と予算や人員についての課題を検証するとともに、ファミリーホーム等からも設置の意向を確認した上で必要な支援を行う必要があります。

### iii) 一時保護日数の短縮に向けた取組

一時保護は、子どもの安全確保のために、決して躊躇してはならないものですが、一方で学校への通学や友達との関係など、子どもの持つ社会的な繋がりが途切れてしまう問題があります。

そのため、一時保護の期間は必要最小限が望ましく、各児童相談所では援助方針会議や進行管理会議等を活用し組織的に一時保護の期間を管理するよう取り組んでいます。

### iv) 一時保護施設職員の資質の向上

令和6年度から施行された基準府令の規定に基づき、子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の管理者は、子ども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受講しました。

また、その他の職員も、子どもの権利擁護に関する研修等を受講し資質の向上に努めています。

### v) 一時保護施設の評価について

令和6年度は一時保護のガイドラインに基づき、一時保護施設職員による自己評価を実施しました。令和7年度以降は外部評価機関による評価を3年度毎に1回以上受審する必要があるため、内部規定等の整備に取り組んでいます。

## ②整備すべき見込み量等

子ども・女性・障害者相談センターの一時保護施設の定員については、当面の間22名とします。また、基準府令の規定を遵守し、子どもができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう努めます。

一時保護における子どもの生活環境の変化をできるだけ抑えることができるよう、各児童相談所の管内に一時保護委託が可能な里親を確保するため、里親の研修や支援の充実を図る必要があります。

また、現在ある3か所のファミリーホームの定員に空きがある場合は、委託先の候補として優先的に検討していく必要があります。

一時保護の期間は必要最小限とすることが望ましいため、指導教育担当児童福祉司を中心に必要な社会診断、心理検査及び行動観察の進捗状況の確認を行い、組織的に一時保護の期間を管理していきます。

また、定期的に一時保護施設の職員と児童福祉司等が意見交換を行う機会を設け、一時保護施設の運営の効率化を図り、支援対象者の自立に向けた個別の支援（以下「ケースワーク」といいます。）を円滑に行うよう努めます。

一時保護施設の職員研修については、基準府令に定めのある管理者や指導担当教育職員研修のほか、その他の職員も、子どもの権利擁護に関する研修を受講する必要があります。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

各児童相談所の管内に一時保護委託が可能な里親を確保するため、里親の登録前等の研修において、一時保護委託の理解や養育力の向上を促していきます。

基準府令の規定に基づき、一時保護施設の管理者と指導担当教育職員は2年に1回以上、子ども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受講します。

また、その他の職員については、資質の向上と入所している子どもの権利の擁護に関する研修等の機会を確保します。

##### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R7	R8	R9	R10	R11
一時保護施設の定員数	22	22	22	22	22
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	14	14	14	14	14
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数	2回 10人	2回 10人	2回 10人	2回 10人	2回 10人
第三者評価を実施している一時保護施設数	1	—	—	1	—

#### (5) 評価のための指標

項目
一時保護施設の定員数
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
一時保護施設の平均入所日数
一時保護施設の平均入所率

## 7 代替養育を必要とすることのパーマネンシー保障に向けた取組

〔1〕児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

〔2〕親子関係再構築に向けた取組

〔3〕特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

### (1) 基本的考え方

支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置きながら支援方法を決定し、適切なケースワークや進行管理、関係機関との連携協働、社会資源の活用についての情報提供などによる総合的な支援（以下「ケースマネジメント」という。）を徹底する必要があります。

すなわち、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とすることの対応では、児童相談所において、実親に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行います。なお、これら施設への入所の措置の期間が、できるだけ短期間となるようにするなど、各段階においてケースマネジメントを行うことが必要です。

その上で、これらの代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要があります。

そのためには、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームの配置などの体制整備を検討することが望ましいと考えられます。

今般創設された親子再統合支援事業は、親子関係の再構築を支援するための支援メニューや体制の強化を図るための事業であり、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とする支援も含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を指すものです。親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援であり、県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含め、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していく必要があります。具体的には、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」（令和5年1月26日付け、こ支虐第223号、こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、専門チームの配置など児童相談所における体制整備とともに、保護者支援プログラムの実施などを充実していくほか、こども家庭センターを中心とした家庭支援事業等による支

援を通じて親子関係再構築支援が行われるよう市町村と連携・協働することや、里親・ファミリーホームや施設との協働体制の構築を図っていくことが必要です。

特別養子縁組を検討する場合において、適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等への協力を打診することを検討するとともに、他自治体や民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなど協力することも重要です。

また、死亡や行方不明などで実親や親族による養育が望めない乳幼児等については、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の活用も検討する必要があります。児童相談所は、安全かつ健全に子どもが育つことのできる家庭維持に向け、適切に在宅指導措置を行うとともに、子どもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例については、市町村と十分協議を行い送致するなど、効果的に、子どもや保護者に対する支援を実施する必要があります。市町村は、児童相談所をはじめとする各支援機関との緊密な連携の下、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関である市町村の子ども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施する必要があります。

## 〔1〕児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

(2) 前計画の達成見込み・要因分析等（前計画に記載なし。）

(3) 資源等に関する地域の現状

### ①現在の整備・取組状況等

児童相談所が市町村等と協働しながら家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置いたケースマネジメントを行ってきたことで、以前は施設入所措置となっていたようなケースでも、可能な限り出身家庭で生活するようになってきたことなどから、乳児院及び児童養護施設への平均措置期間は、令和6年度末に4年9ヶ月と見込まれており、令和2年度末に比べ9ヶ月短くなっています。

一方、長期措置が見込まれるケースの里親委託を推進してきたことなどから里親とファミリーホームを合算した平均措置期間は、令和6年度末に3年9ヶ月と見込まれており、令和2年度末と比べ2年4ヶ月長くなっています。

また、子どもの家庭復帰が難しい場合において、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐため、各児童相談所において、速やかに援助方針会議を実施するなどしています。

### ②整備すべき見込み量等

今後も、児童相談所が家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を念頭に置いたケースマネジメントを行っていくことで、乳児院と児童養護施設を合算した平均措

置期間は徐々に短くなり、令和11年度末には4年2ヶ月になると見込まれます。

一方、長期措置が見込まれるケースの里親委託の推進を継続していくことで、里親とファミリーホームを合算した平均措置期間は徐々に長くなり、令和11年度末には7年11ヶ月になると見込まれます。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

家庭養育優先原則や、子どものパーマネンシー保障の重要性を考慮しながらケースマネジメントを行うことで、施設への措置期間は徐々に短くなり、里親及びファミリーホームへの措置期間は徐々に長くなります。

今後も、迅速かつ適切にケースマネジメントしていくことで、子どもが可能な限り出身家庭で生活できるよう努めるとともに、代替養育が必要になった場合は、子どもにとって最適な環境で生活できるように努めます。

#### (5) 評価のための指標

項目
里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

### 〔2〕親子関係再構築に向けた取組

#### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等（前計画に記載なし。）

#### (3) 資源等に関する地域の現状

##### ①現在の整備・取組状況等

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドラインに基づき、主に一時保護が解除となり家庭復帰する子どもとその保護者に対して担当の児童福祉司及び児童心理司が、支援を実施しています。

また、施設や里親への措置が解除され家庭復帰する場合においても段階的に丁寧な支援を行っております。

職員研修として、令和6年度は児童相談所、市町村職員及び児童養護施設等の職員を対象に非暴力コミュニケーションに関する支援者向けの研修を実施しました。もともとは各児童相談所の職員が個別に取り組んでいた研修等の内容が親子関係再構築に効果的であったことから、県の事業として全体で取り組むこととしました。

研修の受講者は、子どもやその保護者の支援者として、非暴力コミュニケーションを用いた支援を実施しています。

また、保育所等で職員向けの研修の講師を務めるなどしています。

## ②整備すべき見込み量等

児童相談所の職員をはじめ、こども家庭福祉に携わる多くの職員に対し、継続的に非暴力コミュニケーションに関する支援者向けの研修を実施する必要があります。

また、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどで親子関係再構築に向けた取組等について広く県民に周知を図る必要があります。

## (4) 資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

里親等委託や施設入所、一時保護等の措置が解除され家庭復帰する全てのこどもとその保護者に対して親子関係再構築支援を実施していきます。

継続して児童相談所、市町村職員及び児童養護施設等の職員を対象に非暴力コミュニケーションに関する支援者向けの研修を実施します。

また、児童虐待を行った保護者とパートナーシップの関係を構築し、保護者と協働で、子どもの安全プランを考えるための専門研修が実施できるよう努めます。

### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	家庭復帰する全てのこどもとその保護者へ実施				
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	2回 20人	2回 20人	2回 20人	2回 20人	2回 20人

## (5) 評価のための指標

項目
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

### 〔3〕特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

##### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H30	R6
児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数	目標	1	5
	実績	1	1

※令和6年度実績は令和6年10月時点

##### ②要因分析等

児童相談所が、代替養育の必要な子どもの援助方針を決定する場合は、保護者の意向に配慮しながらも、子どもの最善の利益が確保されることを主目的に、保護者による養育の実現性を十分に検討した上で、特別養子縁組、普通養子縁組の適性について判断してきました。この結果、令和2年度から令和5年度にかけて、養子縁組里親への委託措置から特別養子縁組成立に結びついたケースが7件あります。

また、令和6年度においては、令和6年10月時点で養子縁組里親への委託措置から特別養子縁組が成立したケースが1件あるほか、養子縁組里親への委託ケースが4件あり、令和6年度末には前計画の目標であった5件の特別養子縁組が成立となる可能性があります。

#### (3) 資源等に関する地域の現状

##### ①現在の整備・取組状況等

上記のとおり、児童相談所が、子どもの最善の利益が確保されることを主目的に、保護者による養育の実現性を十分に検討した上で、特別養子縁組等の適性について判断し、可能な事例は養子縁組里親への委託措置につなげることを優先して取り組んでいることで、概ね目標を達成するような動きにつながっています。

また、養子縁組を望む県内在住者が、県外の養子縁組あっせん機関を利用し、児童相談所が関わった結果、特別養子縁組が成立したケースが1件ありました。

##### ②整備すべき見込み量等

児童相談所が関わるケースにおいて、特別養子縁組につながるケースについては、他県の養子縁組あっせん機関の利用者も含め、丁寧に支援していくことが必要です。

また、今後、里親支援センターを設置することで、その動きを加速させていくことも必要です。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

児童相談所が、子どもの最善の利益が確保されることを主目的に、保護者による養育の実現性を十分に検討した上で、特別養子縁組等の適性について判断し、可能なケースは養子縁組里親への委託措置につなげることを優先するとともに、他県の民間あっせん

機関の利用者がいる場合、児童相談所が丁寧に関わり、特別養子縁組成立に向けてサポートしていくようなケースマネジメントに取り組みます。

さらに、本県には養子縁組の民間あっせん機関がありませんが、設立の動きがある場合は、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）」に定める許可を受けることを前提として連携等を検討します。

## ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	5	5	5	5	5 (5)
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	1	1	1	1	1
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	3	3	3	3	3

※（ ）内は前計画の目標値を記載

## （5）評価のための指標

項目
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
里親支援センターやフォースタлинг機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

## 8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

### 〔1〕里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

### 〔2〕里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

#### (1) 基本的考え方

代替養育を必要とすることもに対しては、一時保護時や何らかの障害のある子どもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、児童福祉法に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とします。

国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進するとともに、子どもの権利や、子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とすることの数の見込み等を踏まえ、各都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定することとしています。

なお、この数値目標については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえた代替養育を必要とすることの見込数に対して設定されるものであることに留意する必要があります。

また、国は、必要な支援策を講じるとともに、県の代替養育を必要とすることの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援のあり方や進め方について検証することとしています。

さらに、児童福祉施設として新たに位置付けられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえて、その設置を促進する必要があります。

### 〔1〕里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等

#### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

##### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H30	R5	R6
登録里親数	目標	84	—	170
	実績	84	155	—
代替養育必要児童数	目標	205	—	177
	実績	205	213	—
里親等委託率	目標	12.2	—	26.0
	実績	12.2	25.4	—
里親・ファミリーホーム委託児童数	目標	25	—	46
	実績	25	54	—

項目	年度	H30	R6
フォースターリング機関実施数	目標	0	1
	実績	0	1

## ②要因分析等

前計画を策定以降、各種取組を強化した結果、里親登録数及び里親・ファミリーホームの委託児童数は、平成30年に比べ数値が倍増しており、年度末には概ね目標値に達すると見込まれます。

## (3) 資源等に関する地域の現状

### ①現在の整備・取組状況等

里親制度の普及啓発やリクルート活動を継続してきたことなどから、登録里親数が増加し、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを継続してきたことで、里親等委託率は令和3年度から20%を超えるなど、概ね前計画どおり増加してきています。

しかし、里親委託について親権者等から同意を得ることの困難さ、障害児や被虐待体験などを理由としたトラウマ等へのケアを必要とする児童を積極的に受託する里親が不足していること及び里子・里親関係の不調による委託解除などの課題があり、前計画で設定していた令和11年度末の里親等委託率40%を達成することは容易ではありません。

### ②整備すべき見込み量等

国が示す目標値は、里親等委託率は乳幼児75%以上、学童期以降50%以上となっていますが、本県において里親委託を更に推進していくためには、解決すべき課題が複数あるため、国が示す目標値で進めると、里子・里親関係の不調による委託解除が生じ、パーマネンシー保障の理念に反する流れになることが見込まれます。

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえ、代替養育を必要とする子どもの見込数により算定した場合、里親等委託率は全体で約50%（詳細については（4）の②で示す数値）となります。

## (4) 資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

家庭復帰に向けて最大限の努力をしても、なお代替養育が必要と判断された場合は、今後も、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームへの委託を優先します。並行して、本県の課題解決に向け、徐々に支援基盤を充実させながら、令和11年度末に里親委託率が全体で約50%となるよう努めますが、あくまで令和11年度時点の目標値でありますので、その数値がゴールではなく、それ以後も支援基盤を充実させ、基盤が整った状況で里親委託を推進し、それに伴い、委託率がさらに上昇していくよう努めます。

②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親、ファミリーホーム、委託措置児童数	3歳未満 3歳以上～就学前 学童期以降	3人 13人 45人	4人 15人 56人	5人 15人 64人	6人 16人 73人
乳児院、児童養護施設入所措置児童数	3歳未満 3歳以上～就学前 学童期以降	12人 18人 117人	11人 16人 106人	10人 16人 98人	9人 15人 89人
里親等委託率 (※1)	3歳未満 3歳以上～就学前 学童期以降 全体	20.0% 41.9% 27.8% 29.3%	26.7% 48.4% 34.6% 36.1%	33.3% 48.4% 39.5% 40.4%	40.0% 51.6% 45.1% 45.7%
登録率 (※2)		118.3%	134.1%	147.1%	162.5%
稼働率 (※3)		24.8%	26.9%	27.5%	28.1%
養育里親の里親登録(認定)世帯数	154世帯	170世帯	188世帯	208世帯	230世帯
専門里親の里親登録(認定)世帯数	8世帯	9世帯	10世帯	11世帯	12世帯
養子縁組里親の里親登録(認定)世帯数	87世帯	99世帯	112世帯	127世帯	144世帯
親族里親の里親認定世帯数	6世帯	6世帯	6世帯	6世帯	6世帯
登録・認定世帯実数	187世帯	209世帯	232世帯	259世帯	288世帯
里親登録数×平均受託児童数	223	250	277	309	344
ファミリーホーム数	4事業所	5事業所	5事業所	5事業所	5事業所
ファミリーホーム定員総数	23人	29人	29人	29人	29人
里親登録(認定)に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	2回	2回	2回	2回	2回

※1 里親等委託率：代替養育が必要とする子どもの数に対する里親等（里親及びファミリーホーム）に委託されている子どもの割合

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数

※2 登録率：代替養育を必要とする子どもの数に対する里親等が受託可能な子どもの割合

$$\frac{\text{里親登録数}\times\text{平均受託児童数}+\text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

乳児院・児童養護施設の入所児童数+里親・ファミリーホームへの委託児童数

※3 稼働率：里親等が受託可能な子どもの数に対する里親等へ委託されている子どもの割合

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームの委託児童数}}{\text{里親登録数}\times\text{平均受託児童数}+\text{ファミリーホームの定員数}}$$

里親登録数×平均受託児童数+ファミリーホームの定員数

なお、こども家庭庁の資料（里親等委託の推進について）によると、登録率が高い自治体ほど、里親等委託率が高くなる一方で、稼働率が低くなる傾向にあるため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要とされています。

#### (5) 評価のための指標

項目
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

#### [2] 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

##### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

###### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

※再掲

項目	年度	H30	R6
フォスタリング機関実施数	目標	0	1
	実績	0	1

###### ②要因分析等

乳児院及び児童養護施設を里親支援機関に指定するとともに、令和2年度から乳児院をフォスタリング機関とした上で、里親制度の普及啓発や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修事業等（以下「フォスタリング事業」という。）を委託し、関係機関相互の連携した取組を通じて里親委託を推進してきました。

#### (3) 資源等に関する地域の現状

##### ①現在の整備・取組状況等

フォスタリング事業の実施を里親支援機関へ委託し、フォスタリング機関を中心に展開してきました。

また、里親会も県の補助金を活用しながら、里親制度の普及啓発や、里親・里子どうしの交流などを通じた支援などを実施しています。この結果、里親等委託率は上昇傾向にありますが、[1] の(3)の①に記載した本県の課題解決や、里子の自立支援に対する方策などは不十分な現状にあります。

このため、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から設置可能となった、里親制度の普及啓発、リクルート、研修実施、マッチング、訪問等支援、里子の自立支援など、里子・里親を総合的に支援する里親支援センターの設置が急務となっています。

ます。

## ②整備すべき見込み量等

専門的な支援を必要とする児童を積極的に受託できる里親を増やすことが必要であり、こどもに関わる有資格者をターゲットとしたリクルート手法の検討や、研修の充実による里親の養育能力の向上及び専門里親の増加を図る必要があります。

また、里子・里親関係の不調を防ぐため、里親委託後の訪問等支援をより一層充実させる必要があります。

さらに、里子の自立支援についても充実させる必要があります。

## (4) 資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

里親支援センターの設置について、令和7年度中の設置を目指します。

また、こどもに関わる有資格者をターゲットとするなどしたリクルート手法、並びに研修の質と量の充実による里親の専門性の向上、里子と里親への訪問等による手厚い支援、里子の自立支援も含めた総合的な里子と里親の支援に努めます。

また、並行して、専門里親の増加を図っていきます。

さらに、里親会の活性化に向けて、里親同士の相互交流による養育技術の向上や経験継承、孤立化防止などの活動を支援する里親支援機関の指定についても、里親会と協議を重ねながら引き続き検討します。

### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センターの設置数	1	1	1	1	1
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数	1	2	2	2	2
上記研修の受講者数	研修受講を希望する者全員				

## (5) 評価のための指標

項目
里親支援センターの設置数、民間への委託数
民間フォースタッキング機関の設置数
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

## 9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### 〔1〕施設で養育が必要なこども数の見込み

### 〔2〕施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### (1) 基本的考え方

家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講じます。ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得ます。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないよう（概ね4単位程度まで）していくことが求められており、国においても必要な支援を講じ、各施設における取組に対する財政支援に最大限努力することとしています。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていくこととしています。

これまで、こどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育の優先を進める中においても、施設での養育を必要とするこども（家庭での養育が困難なこども及び年長で今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）のための質の高い養育を、長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供できるよう検討します。

また、地域の現状を踏まえて、施設に里親支援センターを併設することや、一時保護専用施設の整備について検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の多機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されます。

### 〔1〕施設で養育が必要なこども数の見込み

#### (2) 施設で養育が必要なこども数

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3歳未満	1 2	1 1	1 0	9	7
3歳以上就学前	1 8	1 6	1 6	1 5	1 5
学童期以降	1 1 7	1 0 6	9 8	8 9	8 1

[2] 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(2) 前計画の達成見込み・要因分析等

①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目			年度	H30	R6
聖園天使園	本体内	①入所定員	目標	45	25
			実績	45	38
		うち施設内ユニット	目標	6	5
			実績	6	4
			目標	45	25
			実績	45	26
	本体外	分園型小規模グループケア	目標	—	—
			実績	—	—
		②入所定員数	目標	—	—
			実績	—	—
			目標	2	2
感恩講児童保育院	本体内	地域小規模	実績	2	2
			目標	12	12
		③入所定員数	実績	12	12
			目標	57	37
			実績	57	50
	本体外	分園型小規模グループケア	目標	45	28
			実績	45	35
		②入所定員数	目標	7	5
			実績	7	6
			目標	45	28
			実績	45	35
		地域小規模	目標	—	—
			実績	—	—
			目標	—	—
			実績	—	—
			目標	—	2
			実績	—	2
		③入所定員数	目標	—	12
			実績	—	11
			目標	45	40
			実績	45	46

項目			年度	H 3 0	R 6
県南愛児園	本体内	①入所定員	目標	3 0	2 4
			実績	3 0	1 8
		うち施設内ユニット	目標	1	4
			実績	1	1
			入所定員数	目標	8
			実績	8	6
	本体外	分園型小規模グループケア	目標	—	—
			実績	—	2
		地域小規模	目標	—	—
			実績	—	1 2
			施設数	目標	1
		合計 (①+②+③)	実績	1	1
			目標	6	1 2
			実績	6	6
			目標	3 6	3 6
			実績	3 6	3 6
陽清学園	本体内	①入所定員	目標	4 5	3 0
			実績	4 5	3 0
		うち施設内ユニット	目標	2	4
			実績	2	4
			入所定員数	目標	1 6
			実績	1 6	3 0
	本体外	分園型小規模グループケア	目標	—	—
			実績	—	—
		地域小規模	目標	—	—
			実績	—	—
			施設数	目標	2
		合計 (①+②+③)	実績	2	2
			目標	1 2	1 2
			実績	1 2	1 2
			目標	5 7	4 2
			実績	5 7	4 2

項目			年度	H 3 0	R 6	
児童養護施設の合計	本体内	①入所定員	目標	1 6 5	1 0 7	
			実績	1 6 5	1 2 2	
		うち施設内ユニット	目標	1 6	1 8	
			実績	1 6	1 5	
			入所定員数	目標 1 1 4	1 0 7	
	本体外	分園型小規模グループケア	目標	1 1 4	9 7	
			実績	—	—	
		地域小規模	目標	—	—	
			実績	—	1 2	
			施設数	目標 5	8	
	合計 (①+②+③)			実績 5	7	
				目標 3 0	4 8	
				実績 3 0	4 1	
				目標 1 9 5	1 5 5	
				実績 1 9 5	1 7 4	
秋田赤十字乳児院	本体内	①入所定員	目標	3 0	2 4	
			実績	3 0	2 4	
		うち施設内ユニット	目標	2	2	
			実績	2	4	
		入所定員数	目標	1 2	1 2	
			実績	1 2	2 4	
	本体外	分散型小規模グループケア	ユニットケア数	目標 —	—	
			実績	—	—	
		地域小規模	施設数	目標 —	—	
			実績	—	—	
	合計 (①+②+③)			目標 3 0	2 4	
				実績 3 0	2 4	
	多機能化した児童養護施設数			目標 0	4	
				実績 0	4	
	多機能化した乳児院数			目標 0	1	
				実績 0	1	
	多機能化した母子生活支援施設			目標 0	1	
				実績 0	4	
	施設が実施した里親認定研修の受講者数			目標 0	2 0	
				実績 0	4 4	

項目	年度	H30	R5	R6
代替養育必要児童数	目標	205	—	177
	実績	205	213	—
里親等委託率	目標	12.2	—	26.0
	実績	12.2	25.4	—
施設入所児童数	目標	180	—	131
	実績	180	159	—
乳児院	目標	25	—	24
	実績	25	18	—
児童養護施設	目標	155	—	107
	実績	155	141	—

## ②要因分析等

### i ) 小規模かつ地域分散化について

乳児院の入所定員については、前計画どおり令和6年度に24人となりました。

一方、社会的養護を必要とし施設入所となるこどもや一時保護委託となるこどもの数が減少しなかつたことから、児童養護施設全体の定員は前計画の見込みほど減少しませんでした。ただし、そのような状況下でも、できる限り良好な家庭的環境の整備に取り組み、令和6年度における児童養護施設の施設本体外の分園型小規模グループケアと地域小規模児童養護施設は9単位となり、目標の8単位を上回っています。

### ii ) 高機能化及び多機能化・機能転換について

市町村における地域の子育て支援の重要性が増加している中、入所児童はもちろん、施設の専門性やノウハウを活用しながら家庭支援事業の受け手としても支援するため、施設の高機能化及び多機能化・機能転換の具体的な手法を検討した結果、児童養護施設は4施設、乳児院は1施設、母子生活支援施設は4施設で多機能化されました。

## (3) 資源等に関する地域の現状

### ①現在の整備・取組状況等

#### i ) 小規模かつ地域分散化について

乳児院については、本体施設内が全ユニット化され、6人定員のユニットが4つ設けられました。

児童養護施設については、令和4年度に地域小規模児童養護施設が1つ、令和5年度と6年度に分園型小規模グループケアが1つずつ増設されました。

また、令和7年度中に児童養護施設1施設、令和9年度中に児童養護施設1施設が分園型小規模グループケアと地域小規模児童養護施設のみの体制となることが見込まれており、このほかの施設の小規模かつ地域分散化を検討していく必要があります。

## ii) 高機能化及び多機能化・機能転換について

県内の乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設において、市町村から子育て短期支援事業を委託されている施設は7施設、夜間養護等事業を委託されている施設は5施設、一時預かり事業を委託されている施設は1施設です。

また、一時保護専用施設を児童養護施設1施設が設けています。

### ②整備すべき見込み量等

#### i) 小規模かつ地域分散化について

乳児院については、施設内のユニット化が済みましたので、今後は各ユニットの定員数や地域分散化について協議する必要があります。

児童養護施設については、2施設が令和11年度までに地域分散化が完了しないことが見込まれるため協議するとともに、各施設と各ユニットの定員数についても協議していく必要があります。

#### ii) 高機能化及び多機能化・機能転換について

市町村における地域の子育て支援の重要性が増していることからも、今後も各市町村が地域のニーズを把握しつつ、家庭支援事業を含めた適切な支援が行き届くよう施設に対して必要に応じてサポートしていく必要があります。

## (4) 資源の整備・取組方針等

### ①整備・取組方針

施設の小規模かつ地域分散化や高機能化等を進めることは、施設にとっても費用負担が必要であるほか、本体施設と小規模施設の職員配置の再構築や、将来的な措置児童数の見通し、施設の運営手法等を慎重に検討していく必要があるため、各施設と協議を重ねていきます。

### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	9施設 37人	9施設 39人	9施設 38人	9施設 38人	9施設 38人
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
一時保護専用施設の整備施設数	3施設	4施設	4施設	4施設	4施設

児童家庭支援センターの設置施設数	県中央部 1 施設				
	県南、県北の設置については引き続き検討				
里親支援センターの実施施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	当面は女性相談支援事業と連携して対応				
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数(子育て短期支援事業：短期入所生活援助事業)	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設	7 施設
〃 (子育て短期支援事業：夜間養護等事業)	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設
〃 (一時預かり事業)	1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設
〃 (養育支援訪問事業)	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
〃 (子育て世帯訪問支援事業)	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
〃 (児童育成支援拠点事業)	0 施設	0 施設	2 施設	2 施設	2 施設
〃 (親子関係形成支援事業)	0 施設	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設

※1 社会的養護の必要なこども数が前計画策定時から変化していること、施設の多機能化等により措置を中心とした施設運営から流れが変わる可能性があることなどから、令和11年度までの各施設の定員を個別に示すことはせず、各施設のあり方について協議しながら検討していきます。

※2 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数は、施設を対象とした意向調査の結果を記載。

### (5) 評価のための指標

項目
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
一時保護専用施設の整備施設数
児童家庭支援センターの設置施設数
里親支援センター、里親養育包括支援（フォースターリング）事業の実施施設数
妊産婦等生活援助事業の実施施設数
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

## 10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

### 〔1〕自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

### 〔2〕社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### (1) 基本的考え方

令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者や被虐待経験がありながらも公的支援につながらなかった者（以下「社会的養護経験者等」という。）の実情把握及びその自立のために必要な援助については、県が行わなければならない業務とされたことなどから、県においては、これらの者の実情把握、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化、社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していく必要があります。

### 〔1〕自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### (2) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
自立支援を必要とする社会的養護経験者等数	6	6	6	6	6

#### (3) 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握の取組方針

一定の年齢に達した里親委託解除者については、理解のある里親が多く、里親宅を訪問の際は積極的に迎え入れ、気軽な会話や、悩み相談等、なんでも話し合える雰囲気を醸成しています。また、措置解除後も里親宅に居住し続ける者もいます。

児童養護施設の退所者については、各施設がアフターケアにも力を入れていることもあり、退所後も、生活状況の確認やSNS、施設だよりなどの情報発信等により、つながりの維持に努めています。また、施設を訪問する退所者を里親と同様に積極的に迎え入れ、会話や相談をすることができます。

以上のように、里親や施設が措置解除後もつながりを保つことで社会的養護経験者の実情を把握しやすくなっています。上記の取組を計画的に実施することなどにより、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情を把握していきます。

### 〔2〕社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

##### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H 3 0	R 6
	目標	1	3
自立援助ホームの入居者数	実績	1	7

## ②要因分析等

前計画策定当時は自立援助ホーム（現；児童自立生活援助事業Ⅰ型事業所）が1事業所のみでしたが、令和6年度までに3事業所に増加し、所在地も3市になったことから、自立援助ホームを利用しやすくなったため、入居者数が増加したものと考えられます。

## (3) 資源等に関する地域の現状

### ①現在の整備・取組状況等

里親や児童養護施設等が、児童相談所と連携しながら、被措置児童の自立を見据えた養育を行っています。

各事業の取組状況については、社会的養護自立支援の推進に向けた取組として、18歳到達後の者が引き続き里親宅や施設で生活し自立に向かうための「社会的養護自立支援事業」及び「就学者自立生活援助事業」がありました。前者は対象者がいなかったこともあり、本県では事業化しておらず、後者は自立援助ホーム利用者で大学進学している者を対象として事業化していましたが、実績はありませんでした。

両事業は、令和4年改正児童福祉法により、児童自立生活援助事業で対応できることとなったため、廃止となりました。なお、児童自立生活援助事業Ⅰ型事業所が3か所ありますが、令和7年度に2か所増加する見込みです。さらに、自立援助ホームの児童養護施設版である児童自立生活援助事業Ⅱ型も令和7年度に1か所、令和8年度に1か所増加する見込みです。

施設入所中の児童を対象とし、退所前の一定期間における自立のための個別支援を行う「児童養護施設分園型自活訓練事業」や施設退所者のアフターフォロー等を行う「社会復帰等自立促進事業」については、必要に応じて実施しているところです。

また、施設入所中の児童に家庭生活を体験させるため、短期間里親宅で生活する「施設入所児童家庭生活体験事業」についても、必要に応じて里親の協力の下、実施しているところです。

一方、社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援（相互交流の場所の提供、必要な情報の提供、相談支援、関係機関との連絡調整、帰住先を失っている場合などの居住支援及び生活支援）を行うための「社会的養護自立支援拠点事業」は、アフターフォロー等に係る上記事業を行っていたことなどから実施していません。

### ②整備すべき見込み量等

児童自立生活援助事業所については、今後の増加見込みも考慮すると、必要数を充足することとなります。

児童養護施設分園型自活訓練事業、社会復帰等自立促進事業及び施設入所児童家庭生活体験事業については、今後も必要に応じて適切に実施していく必要があります。

また、社会的養護自立支援拠点事業の事業化とその外部委託について検討していく必要があります。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

進学や就職により里親宅や施設を離れて自立生活を行う場合、頼りになる大人の存在が少ないため、その前途は多難なことが多く、措置解除後の里親や施設とのつながりが重要であることから、今後も、里親や各施設等を通じて、社会的養護経験者の実態把握やライフステージに合わせた相談援助に一層努めるほか、必要に応じて各種事業を実施するとともに、社会的養護自立支援拠点事業の事業化などの支援方法等を検討していきます。

##### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童自立生活援助事業の実施か所数	6	7	7	7	7
社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数			調整中		

#### (5) 評価のための指標

項目
児童自立生活援助事業の実施か所数（I型～III型それぞれの入居人数）
社会的養護自立支援拠点事業の整備か所数
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

## 11 児童相談所の強化等に向けた取組

### [1] 中核市の児童相談所設置に向けた取組

### [2] 県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

#### (1) 基本的考え方

県は、中核市における児童相談所の設置について、引き続き県内における設置の検討状況を把握するとともに、設置を検討している中核市に対して、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行います。

児童相談所においては、全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図る必要があります。

### [1] 中核市の児童相談所設置に向けた取組

#### (2) 前計画の達成見込み・要因分析等

今後も、秋田市が、児童相談所設置の検討を進める際には、必要に応じて情報提供を行い、支援策を検討します。

#### (3) 資源等に関する地域の現状

##### ①現在の整備・取組状況等

令和6年度から秋田市に、こども家庭センターが設置され、児童福祉と母子保健が連携して相談支援を行っており、児童相談所とも綿密に連携を図りながら児童虐待等にも対応しています。現時点では中核市として児童相談所を設置する予定や設置に向けた取組はありません。

##### ②整備すべき見込み量等

こども家庭庁の会議において、全国の中核市・特別区の児童相談所の設置状況や設置予定の自治体等が示されているため、必要に応じて秋田市へ情報提供していきます。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

現時点で、中核市への児童相談所設置に向けた具体的な整備・取組方針等は設定せずに、秋田市の意向を確認しながら必要な情報提供等を行っていきます。

## 〔2〕県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

### （2）前計画の達成見込み・要因分析等

#### ①前計画の達成見込み（評価指標の目標値と実績値）

項目	年度	H30	R6
児童相談所の児童福祉司数	目標	国の配置基準	38
	実績	26	43
児童相談所の児童心理司数	目標	国の配置基準	18
	実績	13	19

#### ②要因分析等

県中央部では、令和5年度から児童相談と関連の深い女性相談や障害者相談を一体的に対応できる体制を整備しました。

また、各児童相談所には、平成28年度から現職警察官の配置を継続しており、児童虐待相談や非行少年相談について一体的な対応を行っております。

児童福祉司や児童心理司については、令和6年度時点で国が配置基準を満たしており、今後も職員採用を進め、国が配置基準以上の配置が行われるよう努めます。

### （3）資源等に関する地域の現状

#### ①現在の整備・取組状況等

令和5年度から中央児童相談所・女性相談支援センター・福祉相談センター・精神保健福祉センターが統合した複合化施設として、子ども・女性・障害者相談センターが整備され、児童相談と関連する相談についても同施設で相談が可能となり、相談者の利便性が向上するとともに、複合的な問題に対する相談体制が強化されました。北児童相談所・南児童相談所も管内の福祉事務所や市町村の児童福祉担当（こども家庭センター）と連携を図りながら相談体制の強化に努めています。

各児童相談所には、県警から現職警察官の派遣を受けて配置しており、警察と合同で児童虐待対応に関する訓練を行うなど連携体制の強化を図っています。

小児科医、精神科医等は嘱託職員として配置し、児童相談に関する医療的見地からの助言を受けています。弁護士とは法律顧問業務委託契約を締結し、法的対応について助言を受けています。

#### ②整備すべき見込み量等

県全体では、児童福祉司、児童心理司について国が配置基準を満たしていますが、幹部職員やベテラン職員の多くが事務職採用であるため、人事異動などを考慮して将来的にも継続的に配置基準を満たすよう専門職採用を行う必要があります。

また、市町村支援児童福祉司についても配置数を増やすなどし、市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会において技術的な助言等を行い、市町村と連携した支援体制を構築する必要があります。

児童福祉司任用後研修については、新規採用の職員や人事異動で配置された職員が

配置初年度に受講できる体制を整備する必要があります。中堅職員については、より児童福祉に関する専門性を高めるために、こども家庭ソーシャルワーカーの養成研修を受講できるよう予算の確保等が必要となります。また、経験年数の長い職員については、本人の意向を確認した上でチームリーダーになる前から児童福祉司スーパーバイザー研修の受講ができるよう予算の確保等が必要となります。

#### (4) 資源の整備・取組方針等

##### ①整備・取組方針

児童福祉司及び児童心理司については、国の配置基準以上となるよう人事当局と調整を行います。

児童福祉司任用後研修は、新規採用職員や人事異動により配置となった全ての職員が配置初年度に受講できるよう目指し、経験年数の短い児童福祉司や児童心理司がスキルアップできるように研修の開催や外部研修へ参加できるよう必要な予算の確保に努めます。

こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修は、毎年3名程度の職員が受講できるよう必要な予算の確保に努めます。児童福祉司スーパーバイザー研修については、人事異動等で配置されるチームリーダーの人数以上の職員が受講できるよう必要な予算の確保に努めます。

こども家庭ソーシャルワーカーの養成研修では、関係機関の支援内容や児童福祉に関するソーシャルワークを学ぶことができるため、受講者から市町村支援児童福祉司を配置できるように目指します。

こども家庭センター、福祉事務所、医療機関、顧問弁護士、警察及びその他の支援機関とは、現在の取組が維持できるよう連携を図りながら支援体制の強化に努めます。

##### ②定量的な整備目標

項目	年度				
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所の管轄人口が100万人を超えている場合は、管轄人口の推移	—	—	—	—	—
第三者評価を実施している児童相談所数			1	1	1
児童福祉司の配置数（市町村支援児童福祉司を含む）	国の配置基準以上				
児童心理司の配置数	国の配置基準以上				
市町村支援児童福祉司の配置数	4	5	6	6	6
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	7	7	8	8	8
医師の配置数（非常勤）	5	5	5	5	5
保健師の配置数	4	4	4	4	4
弁護士の配置数（委託契約）	3	3	3	3	3

こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司任用後研修及び児童相談所スупーバイザー研修は必要な全ての職員、こども家庭ソーシャルワーカー養成研修は毎年3名程度を目指す
---	--

#### （5）評価のための指標

項目
児童相談所の管轄人口
第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
児童福祉司、児童心理司の配置数
市町村支援児童福祉司の配置数
児童福祉司スупーバイザーの配置数
医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
保健師の配置数
弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
専門職採用者数（割合）

## 12 障害児入所施設における支援

### (1) 基本的考え方

障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活しています。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があります。

### (2) 資源等に関する地域の現状

項目	R 6
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	18人

福祉型障害児入所施設は、県内に4か所あり、このうちユニット化等により「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設は1施設となっています。

障害児養育の特質に鑑みれば、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要があることから、施設のユニット化等によるケア単位の小規模化を推進する必要があります。

## 13 留意事項

新たな計画の計画期間は、第三期子ども・子育て支援事業支援計画（秋田県こども計画）に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年としています。

また、計画の進捗状況について、毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ります。

#### 4 参考資料

##### 【秋田県社会的養育推進計画策定委員会】

###### ①委員名簿

氏名	所属・役職	備考
柴田一宏	弁護士	
石川博康	医療法人弘仁会 島田病院 精神科 医師	
大曾基宣	聖霊女子短期大学生活文化科 教授	
小林儀貴	秋田県母子福祉協議会長	
高橋恭康	秋田県里親連合会長	
石川明子	秋田赤十字乳児院長	
谷口太郎	秋田県児童養護施設協議会長	
加賀谷洋子	秋田市子ども家庭センター所長	
高橋勉	美郷町こども子育て課長	
鈴木弘哉	子ども・女性・障害者相談センター 児童女性相談部長	
千葉俊彦	北児童相談所長	
伊藤毅	南児童相談所長	

###### ②開催状況

	年月日	内容	備考
第1回	令和6年7月25日	現計画の取組状況等について 次期計画の策定等について 計画骨子（案）について	
第2回	令和6年11月5日	秋田県社会的養育推進計画（素案）について 秋田県社会的養育推進計画（素案）の概要について	
第3回	令和 年	令和7年1月開催予定	